

令和3年度

第11回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年2月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出書
- 報告第4号 認定電気通信事業者による事業計画について

<出席委員>（ 9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加曾利 益弘 | 2 番委員：佐川 順一郎 |
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 4 番委員：森 紀久嗣 |
| 5 番委員：鈴木 孝一 | 6 番委員：井口 峰幸 |
| 7 番委員：小高 康熙 | 8 番委員：矢代 とみ江 |
| 10 番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員>（ 1名）

- 9 番委員：末吉 章二

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局 長
（秋 山）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 11 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 番の末吉委員が欠席するという連絡を受けておりますが、9 名の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議 長
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

本日はお忙しい中、令和 3 年度第 11 回総会にお集まりいただきご苦勞様です。本日も議件、報告事項ともに多数の案件が提出されております。大多喜町内でもコロナウイルスの感染者が連日報告されておりますが、農業委員会総会は申請者の権利案件について審議を行い、許可の可否についての決定を行う場であることから、基本的に中止や延期をすることができません。このようなことから委員の皆様におかれましては円滑な議事進行にご留意いただき、最小限の時間で閉会することができますようご協力をお願いいたします。

なお、質問に関しては議案に関係ある内容のものとし、現地調査報告にあたりましては調査担当委員の調査実施結果について意見を付するようお願いするとともに、いずれも要点をまとめ簡潔な内容で行うようお願いいたします。

また、1 月の総会で提案のありました 3 条許可のその後の状況調査につきましては、事務局と協議し例年 6 月下旬から 9 月上旬に実施しております荒廃農地の調査に合わせて実施するというようにしたいと思っております。荒廃農地調査説明時に詳細な説明は行いたいと思っておりますが、委員の皆様にはそのように心掛けておいていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

5 番の鈴木委員、6 番の井口委員に申し上げます。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

2頁をご覧ください。今回は6件の申請案件が提出されておりますので、先に一括して事務局で説明を行った後、1件ずつ審議をお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号58。所在・地番：平沢字大坊〇〇番。地目：畑。地積：684㎡。権利者：勝浦市佐野〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/経営を引継ぐため。譲渡人/高齢で耕作困難なため譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：贈与による所有権移転。

番号59。所在・地番：粟又字居廻〇〇番。地目：田。地積：601㎡他2筆で合計2,411㎡。権利者：大多喜町粟又〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町粟又〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地は現在譲渡人との使用貸借により耕作中であるが、今般譲渡人の希望により取得したい。譲渡人/高齢で耕作が困難なため譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号60。所在・地番：森宮字曲田〇〇番。地目：田。地積：961㎡他2筆で合計1,609㎡。権利者：いすみ市松丸〇〇番地 農事組合法人〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/新規農業参入のため。譲渡人/遊休農地であるため。権利内容：賃貸借権の設定。

番号61。所在・地番：久我原字西ノ前〇〇番。地目：田。地積：2,590㎡他2筆で合計6,825㎡。権利者：大多喜町大戸〇〇番地株式会社〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/大多喜町に新規参入し、水稻を中心に農業経営を行いたい。譲渡人/高齢で耕作困難なため譲受人の希望により貸付したい。権利内容：賃貸借権の設定。

番号62。所在・地番：久我原字宮ノ下〇〇番。地目：田。地積：2,590㎡他3筆で合計3,548㎡。権利者：番号61に同じ。義務者：茂原市緑町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/番号61に同じ。譲渡人/番号61に同じ。権利内容：賃貸借権の設定。

番号63。所在・地番：横山字松木元〇〇番。地目：田。地積：271㎡。権利者：大多喜町大多喜93番地 大多喜町長 平林昇。義

務者：茂原市道表〇〇番地 亡〇〇〇〇相続財産管理人 弁護士 〇〇〇。事由：譲受人/亡〇〇〇〇氏の所有地が〇〇〇〇敷地内であることから、同企業の安定経営を図るため町が一時取得したい。譲渡人/譲受人の希望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 4 頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。

番号 58 につきましては渡邊委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

渡 邊 委 員
(3 番)

2 月 5 日の午前 9 時から譲受人の〇〇氏と一緒に現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となりますが、現況は九州地方が原産の平兵衛酢という柑橘類 20 本、シークワサーが 1 本、梅が 4 本植えられており、周囲に電気柵を設けきれいに管理されておりました。譲渡人の〇〇氏は譲受人の叔母にあたり、譲受人の〇〇氏が平成 29 年から管理しているとのことで、作物はたけゆらの里他 2 箇所に出荷しているとのであります。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくご報告いたします。

議 長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。渡邊委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは特にご質問がないようですので、番号 58 について許可することでご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 58 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 59 につきましては加曾利委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

加曾利委員
(1 番)

1 月 26 日の午前 9 時から譲渡人の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。現況については〇〇番はきれいに耕耘されており、周囲の水田も譲受人が耕作していますのでよく管理されている状態でした。〇〇番と〇〇番につきましても耕耘されてきれいに管理されておりました。今回の案件は譲受人が既に数年に渡り耕作している農地で、規模を拡大のため購入したいとのこと。特に問題はないと考えますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。加曾利委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ————— 「なし」の声あり —————

議長 (渡辺会長) それではご質問がないようですので、番号 59 について許可することでご異議ございませんか。

議長 場 ————— 「異議なし」の声あり —————

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 59 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 60 につきましては井口委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

井口委員 (6 番) 2月1日の午前10時から小高委員、譲受人の〇〇氏、事務局の伊嶋補佐の立会いにより現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。現況につきましては全て非耕作地ではありますが、よく保全されており、去年はレンゲを植えていたとのこと。利用目的としては3筆とも畑として利用するということであり、トウモロコシ、サトイモ、サツマイモ、長芋の作付けを予定しているとのこと。また、作物の販売についてはネット販売を始め、わくわく広場や道の駅において直販を考えており、将来的にはカフェ等の経営をする計画もあるとのこと。地区担当委員としての意見としましては、農地の保全管理や地域振興においても非常に好ましい案件であると思います。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。加曾利委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(7 番) 個別的な質問ではなく、理解の仕方について事務局に教えていただきたいのですが、4 ページの権利取得後の農業経営の実態の世帯員及び労働力欄について、世帯員はどのように捉えたらよろしいのでしょうか。

事務局
(寺 井) お答えいたします。世帯員は個人で申請された場合は一般的な世帯と捉えていただきたいのですが、今回のような法人申請の場合は社員とか構成員と読み替えていただくと分かりやすいと思います。

小高委員
(7 番) 承知しました。ありがとうございます。

議 長 他にご質問はありますか。

(渡辺会長)

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長 それでは他にないようですので、番号 60 について許可することでご異議ございませんか。

(渡辺会長)

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長 異議なしと認め、番号 60 につきましては許可することで決定いたします。

(渡辺会長)

続きまして、番号 61 及び番号 62 につきましては鈴木委員が現地調査を担当されました。これらの申請は譲受人が同一で関連する案件ですので、一括してご報告をお願いします。

鈴木委員
(5 番) 2 月 1 日の午前 11 時から申請者代理人の〇〇氏、渡辺会長、事務局の伊嶋補佐の立会いにより現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。現況につきましては全ての筆が昨年まで耕作されており、きれいに管理されていきました。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 ご苦労様でした。鈴木委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

(渡辺会長)

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それではご質問がないようですので、番号 61 及び番号 62 について許可することでご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 61 及び番号 62 につきましては許可することと決定いたします。

続きまして、番号 63 につきましては矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢 代 委 員
(8 番)

2 月 5 日の午前中に現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所で、現況はグランブーケ大多喜の敷地内の一部になっております。大多喜町と故〇〇〇〇氏の相続財産管理人弁護士との話し合いにより今回申請がされております。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ご苦勞様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それではご質問がないようですので、番号 63 について許可することでご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 63 につきましては許可することと決定いたします。

議案第 1 号については以上です。

続きまして議案第 2 号「農地法第 3 条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
(寺 井)

5 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 3 条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の許可を要する農地買受適格証明書の交付申請があったので、その可否について意見を求めると共に付帯決議の承認を求める。

番号 1。土地所有者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇〇。対象となる土地：所在地/石神字古坂〇〇番。地目/畑。地積/92 m²。自作小作：自作。申請者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇〇。

議案第 2 号に係る付帯決議

本農地買受適格証明書の交付を受けたものが最高最高価買受申出人または、次順位買受申出人となり当該許可の申請書を提出した場合において大多喜町農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとする。

なお、申請者の農業経営の実態につきましては、6 頁に掲載してあるとおりです。

本件につきましては、競売により農地を求めたいという申請なのですが、農業委員会の方で申請者の方が農地を買い求めるにあたり適正な資格があるかということで、農地法第 3 条の許可をする際と同様の審査を農業委員会に求められているものであります。また、その申請者が同じ内容で競売の最高価落札者となった場合に、農地法第 3 条の許可申請書を提出した際には会長決裁により許可に付するというものであります。

事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 事務局からの説明が終わりました。番号 1 については鈴木委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

鈴木委員 (5 番) 2 月 1 日の 12 時に申請者立会いにより現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所ではありますが、現況は既に申請者が畑として管理している農地ですのできれいに管理されておりました。申請地の奥に申請者の耕作地があるのですが進入路がないことから今回取得するというものであります。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。鈴木委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ————— 「なし」の声あり —————

議長 それではご質問がないようですので、番号 1 について買受適格

(渡辺会長) 証明書の交付を認め、付帯決議について承認することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号 1 につきましては認めることで決定いたします。

議案第 2 号については以上です。

続きまして議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
(寺 井)

7 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 28。所在・地番：田丁字下町〇〇番。地目：田。地積 758 m²。農地種別：2 種。農用地区域：内。権利者：東京都中央区京橋〇〇番地〇〇〇〇株式会社東京支店 支店長〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。事由：申請地の隣接地に建築する特別養護老人ホームの資材置場、駐車場が不足しているため、工事期間中 1m 以下の範囲において建築現場から発生する土砂で埋立を行い使用したい（工事終了後は農地に復元する）。賃借による一時転用。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 28 については小高委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

小 高 委 員
(7 番)

2 月 1 日の午前 9 時から申請者の関東建設〇〇氏及び申請者代理人の〇〇氏、事務局の伊嶋補佐立会いにより現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所ではありますが、新築が予定されている特別養護老人ホームの進入道路沿いに位置しております。隣接地を含む現況の報告ですが、申請地は 20 年以上に渡り耕作されずに放置されていた休耕田ではありますが、現在は使用のためにきれいに草が処分されており、申請者はこの場所を特別養護老人ホーム建設のための資材置場、駐車場に使用したいということです。

申請地ですが、事由として 1m 以下の範囲において建築現場から

発生する土砂で埋め立てて使用し、工事終了後は農地に復元する計画であります。申請者から防水シートを敷いた上で鉄板を敷き詰め、工事終了後は防水シートと鉄板は撤去するとの説明がありました。

申請地東側にある〇〇氏が所有している農地があるのですが、進入道路を拡幅するということで現在工事が行われております。この拡幅工事に伴い用水路と排水口、暗渠排水の改修工事が必要になるのではないかと考えられます。農業委員として本案件としては直接的に関係ないのですが、隣接地ということで事務局の伊嶋補佐を通じ、代理人を経由して申請者に所有者と耕作者の方に工事内容の説明を行ってもらうことを依頼しましたところ、2月5日に説明を実施し、その旨の書類についても署名・捺印をいただいたという報告が私にありました。

なお、本件についての追加の情報としまして、泉水田丁水利組合に問い合わせしましたところ、水利組合ではこの件に関しては全面的に関与して監督・管理しているという旨の回答がありました。

許可した場合の有無についてですが、申請者は新築計画されている老人ホーム建設のための駐車場及び資材置場として一時的に使用するということですが、危惧される点としては東側の水田への入水のための用水路が当該農地と道路の間に設置してあるため、その入水が阻止されないよう配慮する必要があるという点であります。申請者は当該土地に防水シートを敷いて鉄板を敷き詰め、用水路の上にも鉄板を置くとのことですので、入水の阻止にはならないという申請者の説明でした。

以上で説明と報告を終わりますが、事務局の方をお願いをして色々のご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。小高委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長

「なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

それではご質問がないようですので、番号63について許可相当とすることをご異議ございませんか。

議長

「異議なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号28につきましては許可相当とすることと決定いたします。

議案第 3 号については以上です。

続きまして議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

8 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」

下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可後の計画の変更について申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 1。所在・地番：堀之内字上ノ基〇〇番。登記地目：畑。地積：793 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：茨城県稲敷郡河内町片巻〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇氏。変更内容：変更前/（権利者）東京都渋谷区上原〇〇番地〇〇〇〇氏。変更後/（権利者）茨城県稲敷郡河内町片巻〇〇番地〇〇〇〇氏。変更理由：〇〇氏の資金調達が不可能になったため〇〇氏が事業内容を継承する。

本件につきましては、昨年 10 月頃に農地法 5 条で太陽光発電施設の設置ということで提出された案件でしたが、その後変更理由にある事由が生じたため、今回権利者と工期の 2 点が変わったものであります。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 1 についてご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

—— 「なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

それではご質問がないようですので、番号 1 については許可相当とすることとして異議ございませんか。

議長
(渡辺会長)

—— 「異議なし」の声あり ——

異議なしと認め、番号 26 につきましては許可相当とすることと決定いたします。

議案第 4 号については以上です。

続きまして議案第 5 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

議案第 5 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」

下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。

番号 3。所在・地番：久我原字小金田〇〇番。登記地目：田。変更地目：宅地。地積：727 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：昭和 62 年頃から店舗用地として使用していたが、農地法の許可は取っていない中で 30 年以上が経過してしまっただけ、非農地としたい。

本件につきましては昨年の 11 月申請だったと思いますが農地法第 5 条でトレーラーハウスの設置と貸駐車スペースの申請として提出された案件ですが、まだ県から転用許可が出ておりません。申請地の隣地の元ラーメン屋〇〇〇〇が店舗用地として昭和 62 年頃から使用されており、その店舗の駐車場の一部として以前申請があった土地も駐車場用地として使用されていた経緯があったこと、地中に埋設されている浄化槽も店舗が建築された頃から既に設置されていたことから 30 年以上が経過しているということで、転用許可を出すにあたり非農地判断をしてもらいたいという県の意向もあったことから、今回申請者の方に手続きを取っていただいたという経緯であります。

また、本件に関連して全く同じ内容で判断しておりますが、本日の報告案件で 19 頁の番号 13 に掲載してあります。こちらは法務局に地目変更したいとして申請したもので、変更登記地目は違いますが、担当農業委員と事務局の判断は同様であったものであります。

この内容についてご説明させていただきます。所在・地番：久我原字小金田〇〇番。地目：田。地積：727 m²。変更登記地目：雑種地。登記原因・日付：地目変更年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 12 月 23 日現地調査。照会地は令和 3 年 10 月 25 日付けで農地法第 5 条申請が提出されており、現況は照会地の約 2/3 に碎石が敷かれており、一部に以前営業していた飲食店の看板が建てられていた。隣地の久我原 849 番 10 (登記地目：山林)には以前営業していた飲食店の店舗が建てられたままであるが、建物の登記簿によると平成 9 年 9 月 29 日に新築と記されていることから現在まで 24 年以上が経過していることから、本照会地についても同時期から現況が変化していたと推測される。このため、照会地の 2/3 部分については農地への復元は困難であると判断し、非農地として回答した。一方で残りの 1/3 については碎石や看板等の設置はなく、通常農家の保有する耕作機械で耕耘することにより農地への復元が可能であると判断し、農地として回答した。

このような事情のある申請地でありますので、事務局の結論といたしましては申請地の 2/3 は非農地、1/3 は農地ということで証

明書を交付してはいかがかと考えます。
事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 事務局からの説明が終わりました。番号 3 についてご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それではご質問がないようですので、番号 3 については一部は非農地、一部は農地と判断して証明することとしてご異議ございませんか。

議場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 3 につきましては前述のとおり決定いたします。

議案第 5 号については以上です。

続きまして議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (寺井) 10 頁をご覧ください。

議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和 4 年 2 月 8 日

今回提出されております農地利用集積計画の内容につきましては 11 頁から 15 頁に記載してあるとおりです。また、権利取得後の農業経営の状況につきましては 16 頁に掲載してあるとおりとなります。事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 事務局からの説明が終わりました。整理番号 3-34 から 3-36 につきまして、ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 ご質問がないようですので、整理番号 3-34 から 3-36 について、

(渡辺会長) 原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場 _____ 「異議なし」の声あり _____

議 長 異議なしと認め、整理番号 3-34 から 3-36 については原案のと
(渡辺会長) おり決定することとします。
議件は以上でございます。
それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 17 頁をご覧ください。

(寺 井) 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出
について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出
があったので報告する。

番号 36。所在・地番：久我原字西ノ前〇〇番。地目：田。地積：
981 m²他 5 筆で合計 6 筆 8,087 m²。登記原因・日付：相続・令和 3
年 12 月 21 日。権利者：いすみ市大原〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 37。所在・地番：石神字神ノ下〇〇番。地目：田。地積：
1,157 m²他 15 筆で合計 16 筆 13,390 m²。登記原因・日付：相続・
令和 3 年 12 月 24 日。権利者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇氏。
報告第 1 号は以上です

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の
転用に関する照会があったので報告する。

番号 12。所在・地番：西部田字中村〇〇番。地目：田。地積：
153 m²。変更登記地目：雑種地。登記原因・日付：地目変更平成 5
年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 12 月 23 日現地調査。照会地の
現況は筆の大部分に碎石が敷かれ、市川工務店の駐車場として使用されてい
た。申請代理人によると平成 5 年の深瀬橋工事の時から既に田として利用され
ていなかったとのことで、現在まで 28 年以上が経過していることとなる。従
って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。

番号 13 は先程議案第 5 号でご説明しましたので割愛させていただきます。

番号 14。所在・地番：横山字十二天〇〇番。地目：田。地積：
1,511 m²他 1 筆で合計 2 筆 1,590 m²。変更登記地目：2 筆とも山
林。登記原因・日付：地目変更年月日不詳。調査・報告地目：令和
4 年 1 月 21 日現地調査。現況は筆一面に竹が繁茂しており、中には雑木も生
えていた。現地に立ち会った農業委員の話では照会地東側に川があり大水が出

た際には必ずと言っていいほど農地が冠水してしまい、耕作には適さない場所であるとのこと、現況が変化してから20年以上が経過していることから農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。

番号15。所在・地番：下大多喜字長澤〇〇番。地目：畑。地積：1,781㎡。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更年月日不詳。調査・報告地目：令和4年1月21日現地調査。申請地は峯之越地区の梅林に隣接しており現況は筆一面に竹が繁茂していた。現地に立ち会った農業委員の話では照会地の南側に川があり大水が出た際には農地が冠水しやすく、耕作には適さない場所であるとのこと、現況が変化してから20年以上が経過していることから農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。

報告第2号は以上です

報告第3号「廃土処理（公共事業施行）事業の届出について」
下記のとおり、届出があったので報告する。

番号3。所在・地番：葛藤字前田〇〇番。地目：田。地積：430㎡。土地所有者：船橋市飯山満町〇〇番地〇〇〇〇氏。廃土処理量：152.5㎡。埋立の高さ：0.5m。当該農地の選択理由：所有者の要望のため。工事期間：令和3年6月5日から令和4年1月14日。公共事業施行者：千葉県南部林業事務所長。

報告第3号は以上です。

報告第4号「認定電気通信事業者による事業計画について」
下記のとおり、事業計画書の提出があったので報告する。

番号2。用途区分：楽天モバイル携帯電話用無線通信局建設工事。所在・地番：弓木字前堀〇〇番。地目：畑。地積：840㎡のうち2.55㎡。届出人：東京都世田谷区玉川〇〇番地 楽天モバイル株式会社基地局設置統括部 部長〇〇〇〇氏。土地所有者の住所・氏名：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第4号は以上です。

報告事項は以上で終了となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局
(伊嶋)

特にございません。

議長
(渡辺会長)

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 2 2 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月7日

議長 渡辺忠洋

署名委員 鈴木孝一

署名委員 井口峰幸